

五監公告第10号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月9日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

指定管理者 社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会
【五泉市村松デイサービスセンター】

高齢福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

平成31年4月26日～令和元年5月22日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 業務委託契約において、予定価格を定めていない事例や、業務仕様書を作成、提示し、見積もりを徴することがなされていない事例が多数見受けられる。 今後は経理規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	業務仕様書が欠落しているところ指摘がありました8件の業務委託に関しまして別紙1～8のとおり業務仕様書を定め、受託者に通知しました。 なお今後は経理規程等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。
② 自動ドアの保守点検業務委託において、伺では単年度契約としながら、交わした契約書は自動更新ができる条項があるもので契約が締結されている。 後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられない。 速やかに契約変更の対応をされたい。	本年度の自動ドア保守点検業務委託に関して、別紙9のとおり変更契約を締結いたしました。 また今後は、誤りのないよう適切な事務処理に努めてまいります。